

東日本大震災からの復興に向け

被災者のための

生活支援策を紹介



「つなごう旭」みんなの力で乗り越えよう！



広報あさひ別冊 被災者生活支援号

旭市の被害状況(平成23年5月6日現在)

人的被害／死者13人、行方不明者2人

住宅被害／3,182世帯(全壊327、大規模半壊265、半壊517、一部損壊2,073)

※うち津波被害880、液状化592

※国の指針に変更があった場合、数値が変わることがあります。

市内公共施設の被害額／約162億円

※道路、河川、農水産業関係施設、商工業施設、公園施設などの概算損害額

もくじ

家屋の被害状況調査と「り災証明書」

被害状況調査.....	3
被害状況調査の方法.....	3
被害判定の区分.....	3
応急危険度判定調査と被害状況調査の違い.....	4
り災証明書.....	4

住まいの確保・再建のための支援

被災者生活再建支援制度.....	5
住宅応急修理制度.....	7
災害復興住宅融資.....	7

経済・生活面の支援

災害弔慰金・災害障害見舞金.....	8
旭市災害見舞金（市単独）.....	8
義援金の支給.....	8
災害援護資金貸付制度.....	9
生活福祉資金貸付制度.....	9

税金や保険料などの減免・支払い猶予

市税の納付期限の延長.....	10
個人市・県民税の減免.....	10
固定資産税・都市計画税の減免.....	11
国民健康保険税の減免.....	11
後期高齢者医療保険料の減免.....	12
国民健康保険、後期高齢者医療保険の 医療費の一部負担金の支払い猶予.....	12
国税、県税の減免・徴収猶予.....	13
国民年金保険料の免除.....	13
介護保険料の減免.....	13
介護保険サービス利用者自己負担額の免除.....	14
障害福祉サービス等利用者負担額の免除.....	14
保育料の減免（市単独）.....	15
放課後児童クラブの利用料の減免（市単独）.....	15
児童生徒の就学援助費の助成.....	15
子ども医療費助成制度の所得制限の除外.....	15

水道料金などの減免、そのほかの支援

水道料金の減免（市単独）.....	16
し尿処理手数料の免除.....	16
電気、電話、放送受信料の減免.....	16
私道の災害復旧費の助成（市単独）.....	16

農林漁業・中小企業・自営業などへの支援

農林漁業者向け融資制度.....	17
災害復旧関係融資利子補給補助金（市単独）.....	18
農業用排水路および 農地の自立復旧費を助成（市単独）.....	18
生産施設廃棄物（廃プラ）処理費用の免除（市単独）.....	18
中小企業向け融資制度.....	19
セーフティネット資金の利子補給（市単独）.....	20
事業所の一時休業に係る従業員の雇用保険.....	20
災害により事業縮小した場合の雇用調整助成金.....	20

災害Q & A

どうしたらいいの？ 災害Q & A.....	21
------------------------	----

家屋の被害状況調査と「り災証明書」

➡ 被害状況調査

企画課被災者支援室（☎62-5367）

この調査は、市の職員が被災現場に出向き、被災状況の調査を行うものです。この調査により確認された事実に基づいて「り災証明書」が発行されます。

調査の結果、住宅に一部損壊以上の被害があった場合には、市から「被害認定通知書」を郵送しています。

➡ 被害状況調査の方法

企画課被災者支援室（☎62-5367）

家屋の被害状況調査は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により、建物の外観から目視によって被害の程度を調査する外観目視調査、および建物の内部に立ち入って目視により調査する内部立ち入り調査によって判定を行います。

➡ 被害判定の区分

企画課被災者支援室（☎62-5367）

被害判定区分は、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の4区分です。

被害判定区分	被害の認定基準
全壊	建て直しをしなければならないような状態をいいます。 ▶住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住宅全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住宅の損壊がはなはだしく、補修により元通りに使用することが困難なもの
大規模半壊	ほぼ全壊に近い状態で、全面的に補強や補修をしなければ居住が困難な状態をいいます。 ▶住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ、当該住宅に居住することが困難なもの
半壊	住宅の損壊が著しいが、補修すれば元通りに使用できるものをいいます。 ▶住宅がその居住のための基本的機能を一部喪失したもの、すなわち住宅の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもの
一部損壊	全壊、大規模半壊、および半壊に至らない程度の住宅の破損で、補修を必要とする程度のものをいいます。

➡ 応急危険度判定調査と被害状況調査の違い

都市整備課建築班（☎62-5895）

「応急危険度判定調査」は、大地震により被災した建物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害の防止を目的としています。

余震などによる二次的災害の防止が目的ですので、自分の家が大丈夫でも、隣の家が倒れ込んできそうな場合は、危険（赤）判定になることがあります。危険（赤）判定でも、慌てて解体せず、建物の専門家に相談してください。したがって「応急危険度判定調査」で危険（赤）と判定されても、「被害状況調査」で全壊、半壊と判定されとは限りません。

【応急危険度判定調査済証】



危険（赤色）
建築物に立ち入らない



要注意（黄色）
立ち入るときは
十分に注意する



調査済（緑色）
安全です

➡ り災証明書

税務課資産税班（☎62-5323）

「り災証明書」は、被害状況調査の結果に基づき家屋の被害程度を証明するもので、各種支援制度や保険の請求、融資などを受ける際に必要となる書類です。

証明する事項は、り災者、り災年月日、り災場所、り災物件・状況、り災原因などです。

被害状況調査を実施する前に、被災家屋を取り壊したり修復したりすると、被害状況の確認ができなくなり、り災証明書の発行ができなくなる場合があります。危険防止の目的などで、やむを得ず取り壊しや修復をする場合は、事前に問い合わせてください。

【り災証明書の発行窓口】

税務課資産税班および各支所税務課分室

※農業施設や漁船の「り災証明書」は、農水産課振興班（☎68-1175）へ。

※自動車の「り災証明書」は総務課交通防災班（☎62-5835）へ。

住まいの確保・再建のための支援

被災者生活再建支援制度

企画課被災者支援室（☎62-5367）

市が実施した被害状況調査で、全壊、大規模半壊のいずれかの被害と認定された世帯に対し、支援金が支給されます。

被害状況の調査結果は、市が発行する「被害認定通知書」で確認してください（被害認定通知書の発行に当たっては、内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく調査が必要です）。

* * *

【支援金の支給額】

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

(1) 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支

給する支援金）

(2) 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

世帯区分および被害区分		基礎支援金 (1)	加算支援金 (2)		計 (1) + (2)
複数世帯 (世帯の構成員が2人以上)	全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
単身世帯 (世帯の構成員が1人)	全壊	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円

※自己所有の住宅に限らず、借家やアパートなどの賃貸住宅に居住の場合も対象となります（住宅を所有していても実際に居住していない場合は対象外）。

※賃借については、公営住宅や仮設住宅への入居は除きます。

※住宅が大規模半壊または半壊の場合や敷地に被害が発生し、そのままにしておくと非常に危険であるなどの理由により、やむを得ず解体した場合は全壊として扱います。

【申請に必要なもの】

区分			全壊		大規模半壊
			大規模半壊・半壊 で解体する場合	敷地被害で 解体する場合	
基礎支援金	①り災証明書	○	○	○	○
	②解体証明書		○	○	
	③滅失登記簿謄本		○	○	
	④敷地被害証明書類			○	
	⑤住民票(外国人登録済証明書)	○	○	○	○
	⑥預金通帳の写し	○	○	○	○
加算支援金	⑦契約書などの写し	○	○	○	○

- ①り災証明書：企画課被災者支援室で用意します。
- ②解体証明書：解体したことを確認し、被災者支援室で用意します。
- ③滅失登記簿謄本：法務局で発行（有料）
※課税家屋滅失証明書（税務課で発行）でも可
- ④敷地被害証明書類：宅地の応急危険度判定結果、敷地修復前後の写真など
- ⑤住民票（外国人登録済証明書）：企画課被災者支援室で用意します（市外に住民登録がある人は、住所地の窓口で取得してください）。
- ⑥預金通帳の写し：銀行名・支店名・預金種目・口座番号・申請者（世帯主）名義のフリガナの記載があるもの
- ⑦契約書などの写し：加算支援金を申請する場合、今後住まいをどのようにするのか（住宅の建設・購入、補修または賃借）を確認できる契約書などの写し

【申請場所】

企画課被災者支援室

【支援金の支給】

申請書は、市で受け付けした後、千葉県を經由して、財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部（被災者生活再建支援法人）に送付されます。この法人で申請書の内容を審査し支給が決定された場合は、指定された金融機関の口座に支援金が振り込まれます。振り込みまで3か月ほどかかります。

※単身世帯の人が支給を受ける前（申請後の場合も含む）に亡くなった場合は、支給されません（支援金は相続の対象となりません）。

【支援金の申請期限】

基礎支援金／平成24年4月10日（火）

加算支援金／平成26年4月10日（木）

※基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建が決まってから加算支援金の申請をすることができます。

【支援金支給決定の取り消しと返還請求】

世帯主が支援金を不正に受領した場合は、被災者生活再建支援法人で支援金の支給決定を取り消し、返還請求を行うことがあります。その場合、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金について年10.95%の割合で計算した加算金を請求するとともに、納期日までに納付されない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額について年10.95%の割合で計算した延滞金を請求します。

住宅応急修理制度

財政課管財班（☎62-5315）

住宅が大規模半壊または半壊と判定され、避難所などへの避難をしている世帯が、被災した住宅で生活ができるように応急修理する場合などに、被災した住宅の応急修理費用の一部（上限52万円）を市から修理業者へ支払います。

* * *

【対象者】

次の全ての要件を満たす世帯

- (1) 大規模半壊、または半壊の被害を受けた
※全壊の被害を受けた世帯でも、応急修理を行って、引き続きその住宅に居住する場合、対象となる場合があります。
 - (2) 応急修理を行うことによって、避難所などへの避難が必要なくなる
 - (3) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しない
 - (4) 所得などの要件
 - ①（世帯の年収）≤500万円の世帯
 - ②500万円＜（世帯の年収）≤700万円の世帯のうち、世帯主が45歳以上、または要援護者世帯
 - ③700万円＜（世帯の年収）≤800万円の世帯のうち、世帯主が60歳以上、または要援護者世帯
- ※大規模半壊以上の被害を受けた世帯は、所得などの要件を問いません。

【対象となる修理】

- 屋根、柱、床、外壁、基礎などの応急修理
 - ドア、窓などの開口部の応急修理
 - 上下水道、電気、ガスなどの配管、配線の応急修理
 - トイレ、風呂など衛生設備の応急修理
- ※家電製品は対象外。

【上限額】

1世帯当たり 520,000円

【申請方法】

決められた申請書に必要事項を記入し、財政課管財班へ提出してください。
※申請書は、提出窓口または市ホームページで。

【期限】

平成23年6月10日（金）までに修理完了報告書を提出すること。

災害復興住宅融資

住宅金融支援機構（被災者専用 ☎0120-086353）

被害を受けた住宅の所有者などへ、被災住宅復旧の資金を融資します。

* * *

【資金の種類】

建設資金	住宅を建設する場合
住宅購入資金	新築住宅、リ・ユース（中古）住宅を購入する場合
補修資金	住宅に10万円以上の被害を受け、補修する場合

【対象者】

- 次の全ての要件を満たす個人または法人（外国人の場合は永住許可などを受けていること）
- (1) 被害を受けた住宅の所有者で「り災証明書」の発行を受けた

- (2) 自分が居住するため、または被災者に貸すために住宅を建設、購入または補修する
- (3) 年収に占める全ての借り入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている

年収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

【申請期間】

平成23年3月11日（金）～平成28年3月31日（木）

経済・生活面の支援

☞ 災害弔慰金・災害障害見舞金

社会福祉課社会班（☎62-5317）

死亡した人の遺族や障害を受けた人に対して「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給されます。

＊ ＊ ＊

【災害弔慰金】

死亡した人の遺族に対し弔慰金を支給

死亡した人が	生計維持者の場合	500万円
	その他の場合	250万円

【災害障害見舞金】

精神または身体に著しい障害を受けた人に対し見舞金を支給

障害を受けた人が	生計維持者の場合	250万円
	その他の場合	125万円

☞ 旭市災害見舞金（市単独）

社会福祉課社会班（☎62-5317）

住宅に被害を受けた世帯にその被害の程度により、見舞金を支給します。

＊ ＊ ＊

【被害区分および見舞金の額】

被害区分	見舞金の額
全壊	30万円
大規模半壊	15万円
半壊	10万円
一部損壊	2万円

【対象】

旭市に住所がある世帯で、世帯主または世帯員が所有し、かつ居住する住宅が被害を受けた場合

【支給の決定および配布方法】

市が実施した被害状況調査の被害判定に基づき見舞金支給対象者を決定し、原則として被災者が希望する銀行などの口座へ振り込みます。

※千葉県独自の見舞金として、死亡した人の遺族、行方不明者の家族、住宅が全壊となった世帯に10万円、重傷を負った人に3万円が支給されます。

☞ 義援金の支給

社会福祉課（☎62-5317・☎62-5861・☎62-5351）

被災した世帯に対し、被害の状況に応じて義援金を配布します。

＊ ＊ ＊

【配分金額】

区分	人的被害			住宅被害		
	死亡者	行方不明者	重傷者	全壊	半壊	一部損壊
国	35万円	35万円	—	35万円	18万円	—
千葉県	15万円	15万円	10万円	15万円	2万円	—
旭市	20万円	20万円	5万円	20万円	10万円	3万円

※半壊は大規模半壊を含みます。

【配布方法と時期】

第1次配分を、5月末日に口座振替により配布の予定です。

☎ 災害援護資金貸付制度

社会福祉課社会班（☎62-5317）

負傷または住宅・家財に被害を受けた人に、生活再建に必要な資金を貸し付けします。

* * *

【対象要件および貸し付け限度額】

対象となる要件	限度額	
	世帯主に1か月以上の負傷がある場合	世帯主に1か月以上の負傷がない場合
当該負傷のみ	150万円	—
家財の3分の1以上の損害	250万円	150万円
住宅が半壊	270万円（350万円）	170万円（250万円）
住宅が全壊	350万円	250万円（350万円）
住宅全体の滅失または流失	350万円	350万円
利率	年3%（据え置き期間中は無利子）	
据え置き期間	3年以内（特別の場合5年）	
償還期間	10年以内（据え置き期間含む）	

※被災した住宅を建て直す際に、その住宅の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など特別な事情がある場合は（ ）内の額になります。

※半壊は大規模半壊を含みます。

【所得による制限】

世帯人数	市民税における 平成21年中の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	730万円に1人増すごとに 30万円を加えた額
ただし、住宅が滅失した場合は1,270万円	

【申請方法】

災害援護資金借入申込書に必要書類を付けて社会福祉課社会班へ提出してください。

【必要書類】

り災証明書、世帯全員の所得証明書、世帯全員の住民票の写し、医師の診断書（負傷がある場合）、保証人に関する書類

【申請期限】

平成23年6月30日（木）

☎ 生活福祉資金貸付制度

社会福祉協議会（☎57-5577）

金融機関からの借入れが困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して資金を貸し付けします（災害援護資金の貸し付け対象者は対象外）。

* * *

【福祉費】

限度額	150万円（目安）
利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
据え置き期間	6か月以内
償還期間	7年以内（目安）

【緊急小口資金】

限度額	10万円
利率	無利子
据え置き期間	2か月以内
償還期間	8か月以内

税金や保険料などの減免・支払い猶予

市税の納付期限の延長

税務課収税班（☎62-5322）

平成23年度分の市税の納期限を以下のとおり延長します。被災にかかわらず全ての人が対象です。

月	個人市民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税
平成23. 5				
6				全期
7	1期		1期	
8		1期	2期	
9	2期		3期	
10		2期	4期	
11	3期		5期	
12		3期	6期	
平成24. 1	4期		7期	
2		4期	8期	
3				

個人市・県民税の減免

税務課課税班（☎62-5321）

平成23年度分の税を被害の程度や所得の状況に応じて減免します。

※市が行った被害状況調査の被害判定に基づき減免手続きを行いますので、申請の必要はありません。

(1) 人的被害を受けた場合

区分	減免の割合
本人が死亡	全部
本人が生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった	全部
本人が障害者（地方税法の規定による障害者をいう）となった	10分の9

(2) 住宅が損壊した場合

前年中の世帯全員の合計所得金額	減免の割合	
	全壊	半壊
500万円以下	全部	2分の1
500万円を超え750万円以下	2分の1	4分の1
750万円を超え1,000万円以下	4分の1	8分の1

※半壊は大規模半壊を含みます。

⇒ 固定資産税・都市計画税の減免

税務課資産税班（☎62-5323）

平成23年度分の税を被害の程度に応じて減免します。

＊ ＊ ＊

(1) 土地

被害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の10分の8以上	全部
被害面積が当該土地の10分の6以上10分の8未満	10分の8
被害面積が当該土地の10分の4以上10分の6未満	10分の6
被害面積が当該土地の10分の2以上10分の4未満	10分の4

※被害面積とは、流失または崩壊により原状回復が困難となった土地の面積をいう。

(2) 家屋

被害の程度	減免の割合
全壊または取り壊した	全部
大規模半壊	10分の6
半壊	10分の4

(3) 償却資産

被害の程度	減免の割合
流失、廃棄または修理不能	全部
修理費が、取得価格の60%以上	10分の8
修理費が、取得価格の40%以上	10分の6
修理費が、取得価格の20%以上	10分の4

【申請方法】

税務課および各支所にある減免申請書に必要な事項を記入し、税務課資産税班または飯岡支所へ提出してください。

⇒ 国民健康保険税の減免

税務課課税班（☎62-5321）

平成23年度分の税を被害の程度や所得の状況に応じて減免します。

※市が行った被害状況調査の被害判定に基づき減免手続きを行いますので、申請の必要はありません。

(1) 人的被害を受けた場合

区分	減免の割合
障害者（地方税法の規定による障害者をいう）となった	10分の9

(2) 住宅が損壊した場合

前年中における世帯主および その世帯に属する被保険者の合計所得金額	減免の割合	
	全壊	半壊
500万円以下	全部	2分の1
500万円を超え750万円以下	2分の1	4分の1
750万円を超え1,000万円以下	4分の1	8分の1

※半壊は大規模半壊を含みます。

➡ 後期高齢者医療保険料の減免

保険年金課後期高齢者医療班（☎62-5882）

住宅に著しい損害を受けた被保険者からの申請に基づき、千葉県後期高齢者医療広域連合が必要と認めた場合、保険料の減額または免除が受けられます。

* * *

(1) 住宅、家財、そのほかの財産について著しい損害を受けた場合

前年中における被保険者および その世帯に属する被保険者の総所得金額等	減免の割合	
	損害の程度が 10分の5以上	損害の程度が 10分の3以上10分の5未満
500万円以下	全部	2分の1
500万円を超え750万円以下	2分の1	4分の1
750万円を超え1,000万円以下	4分の1	8分の1

※損害の程度は計算式により算定します。損害の程度が10分の3未満の場合は、減免対象外。

(2) 世帯主が死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは90日以上入院により、収入が著しく減少した場合。または世帯主の収入が、事業・業務の休廃止、事業における著しい損失、非自発的失業などにより、著しく減少した場合

前年中の世帯主の総所得金額等	減免の割合	
	損害の程度が 10分の8以上	損害の程度が 10分の5以上10分の8未満
150万円以下	全部	10分の8
150万円を超え450万円以下	10分の8	10分の6
450万円を超え700万円以下	10分の6	10分の4

※損害の程度は計算式により算定します。損害の程度が10分の5未満の場合は、減免対象外。

【申請方法】

保険年金課後期高齢者医療班にある減免申請書に、必要事項を記入し提出してください。
※各支所住民室でも受け付けます。

【申請期間】

平成23年7月1日（金）～25日（月）

➡ 国民健康保険、後期高齢者医療保険の医療費の一部負担金の支払い猶予

保険年金課国民健康保険班（☎62-5331）
後期高齢者医療班（☎62-5882）

医療機関を受診した際の自己負担額（一部負担金）の支払いが困難な被災者は、氏名、生年月日などの申し出により、被保険者証なしで受診ができ、窓口負担の支払いは猶予されます。

* * *

【対象者】

次のいずれかに該当する人

- (1) 住宅が半壊以上の被害を受けた
- (2) 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った
- (3) 主たる生計維持者が行方不明である
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

- (6) 福島原発事故に伴い政府の避難指示・屋内退避支持を受け避難または退避している

【猶予期間】

平成23年3月11日（金）から6月までの診療分などについて、平成23年6月30日（木）まで支払いが猶予されます。

⇒ 国税、県税の減免・徴収猶予

銚子税務署 (☎0479-22-1571)

旭県税事務所 (☎62-0772)

《国税》

地震や津波などで被害を受けた人は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続きを行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。

《県税》

納税者または特別徴収義務者が、その財産について被害を受けたことにより、一時的に納税できないと認められるときは、申請により1年以内（事情によってはさらに1年）の期間に限り、納税が猶予されます。地震や津波などで被害を受けた場合は、申請により個人事業税、不動産取得税、自動車税、固定資産税（大規模償却資産）が減免されます。

⇒ 国民年金保険料の免除

保険年金課年金班 (☎62-5332)

佐原年金事務所 (☎0478-54-1442)

住宅、家財、そのほかの財産に、おおむね2分の1以上の損害を受けた人などは、申請に基づき、国民年金保険料が全額免除となります。

* * *

【申請方法】

窓口にある免除申請書に被災状況届（国民年金保険料免除申請用）を添付し、市保険年金課年金班または年金事務所へ提出してください。
※各支所住民室でも受け付けています。

【注意事項】

本人が提出できない場合は、委任状が必要です。免除申請書と被災状況届（国民年金保険料免除申請用）は日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/index.html>) からダウンロードできます。

【免除期間】

平成23年2月分～6月分

〈保険料の口座振替を利用している人へ〉

被災により、今後の保険料納付が困難な人は、年金事務所へ相談してください。

【申請期限】

平成23年7月29日（金）

⇒ 介護保険料の減免

高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)

居住する住宅が、半壊以上の被害を受けた第1号被保険者の介護保険料を、被害の程度や所得の状況により減免します。

* * *

介護保険料の所得段階	減免の割合	
	全壊	半壊
1～5段階	全部	2分の1
6・7段階	2分の1	4分の1
8・9段階	4分の1	8分の1

※被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人が、死亡、または重大な障害を受けた場合なども減免の対象になる場合があります。

※半壊は大規模半壊を含みます。

【申請方法】

対象となる人には、平成23年度介護保険料額決定通知書（6月中旬郵送予定）に減免申請書を同封します。必要事項を記入し、高齢者福祉課介護保険班へ提出してください。
※各支所住民室でも受け付けています。

【申請期限】

平成23年6月30日（木）

➡ 介護保険サービス利用者自己負担額の免除

高齢者福祉課介護保険班（☎62-5308）

要介護（要支援）認定者の介護保険サービス利用料にかかる自己負担分を被害の程度により、下記の期間全額免除します。

* * *

対象者	住宅の被害の程度	減免の期間
下記(1)に該当	全壊	6か月（8月31日(水)までの期間）
	半壊	3か月（5月31日(火)までの期間）
下記(2)に該当	被害の程度にかかわらず	3か月（5月31日(火)までの期間）

※介護保険施設などの食費・居住費は上記区分にかかわらず5月31日(火)までの期間となります。

※半壊は大規模半壊を含みます。

【対象者】

(1) 居住する住宅が半壊以上の被害を受けた人

※介護保険施設やグループホームなどに入所していた場合は対象外。

(2) 次のいずれかに該当する人

①被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人が、死亡、行方不明、または重大な障害を受け、もしくは長期入院したことにより、その人の収入が著しく減少した

②被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する人が業務を廃止、または休止した

③被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する人が失職し、現在収入がない

④福島原発事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示を受け避難または退避している

【申請方法】

対象となる人には減免申請書を郵送しますので、必要事項を記入し高齢者福祉課介護保険班へ提出してください。

【申請期限】

平成23年9月30日（金）

➡ 障害福祉サービス等利用者負担額の免除

社会福祉課障害福祉班（☎62-5351）

被害を受けた人の障害福祉サービスなどの利用者負担額を一定期間全額免除します。

* * *

【対象者】

次のいずれかに該当する人

(1) 居住する住宅が、半壊以上の被害を受けた

(2) 主たる生計維持者が死亡または、心身に重大な障害を受けた

(3) 主たる生計維持者が行方不明である

(4) 主たる生計維持者が業務を廃止または休止した

(5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

(6) 福島原発事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示を受け避難または退避している

【対象となるサービス】

障害者 自立支援 給付事業	①介護給付（ホームヘルプ・生活介護・ケアホームなど）
	②訓練等給付（就労支援、グループホームなど）
	③補装具
	④自立支援医療（更生医療）
地域生活支援 事業	①移動支援
	②日中一時支援
	③訪問入浴サービス
	④日常生活用具給付など

※自立支援医療の育成医療については海匠健康福祉センター地域保健福祉課（☎0479-22-0206）、精神通院医療については千葉県精神保健福祉センター（☎043-263-3891）へ問い合わせてください。

【期間および内容】

6か月（平成23年4月～9月利用分）
※9月以前に、状況が変わり被災前と同様の収入が得られるようになった場合は、それまでの期間になります。

【申請方法】

り災証明書などを持参の上、社会福祉課障害福祉班で申請してください。

※書類がそろわないなどですぐに手続きができない場合は、問い合わせてください。支払いを一時猶予することができます。

【申請期限】

利用中のサービスは、平成23年5月31日（火）まで
※新たにサービスの利用を申請する場合は、その際に申し出てください。

㊟ 保育料の減免（市単独）

子育て支援課子育て支援班（☎62-5313）

保育所に入所している児童の居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合、保育料を減免しています。

被害区分	減免の割合	減免の期間
全壊	全部	6か月 (平成23年4月～9月分)
半壊	2分の1	

※半壊は大規模半壊を含みます。

㊟ 放課後児童クラブの利用料の減免（市単独）

学校教育課学務班（☎55-5724）

児童が居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合、利用料を減免します。

* * *

【申請方法】

各学童クラブおよび学校教育課学務班にある申請書に必要事項を記入し、り災証明書を付け

被害区分	減免の割合	減免の期間
全壊	全部	6か月 (平成23年4月～9月分)
半壊	2分の1	

※半壊は大規模半壊を含みます。

て申請してください。

【申請期限】 平成23年6月30日（木）

㊟ 児童生徒の就学援助費の助成

学校教育課学務班（☎55-5724）

居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合、就学が困難となった児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費などを助成します。

* * *

【申請方法】

小中学校および学校教育課学務班にある申請書に必要事項を記入し、り災証明書を付けて申

被害区分	減免の割合	減免の期間
全壊	全部	6か月 (平成23年4月～9月分)
半壊	2分の1	

※半壊は大規模半壊を含みます。

請してください。

【申請期限】

平成23年6月30日（木）

㊟ 子ども医療費助成制度の所得制限の除外

健康管理課庶務企画班（☎63-8766）

住宅に半壊以上の被害を受けた場合は、所得金額にかかわらず、子ども医療費助成制度の対象とします。

* * *

【適用期間】

平成23年4月1日（金）～9月30日（金）

振り込み先の通帳を持参の上、健康管理課庶務企画班で申請してください。

【申請方法】

り災証明書、領収書、子どもの保険証、印鑑、

【申請期限】

平成24年3月30日（金）

水道料金などの減免、その他の支援

⇒ 水道料金の減免（市単独）

水道課業務班（☎63-9180）
水道お客様センター（☎63-8881）

市内全域に被害が生じたため、次のとおり平成23年3月、4月検針分の水道料金を減免します。

＊ ＊ ＊

- (1) 市が行った被害状況調査の被害判定で、建物が全壊の場合は全額免除します。
- (2) 水量に異常が認められる場合は、一定の基準により水量を算定します。
- (3) 濁水が発生したため、全世帯の水量を1㎡分差し引いた金額で請求します。
※ただし、基本料金以内の場合は減額となりません。

⇒ し尿処理手数料の免除

東総衛生組合（☎62-0794）

被害を受けた住宅の、し尿または浄化槽汚泥を収集する場合「し尿処理手数料」を全額免除します。

＊ ＊ ＊

- 【対象】 「し尿便槽」
- (1) 海水などの流入被害を受けた場合や損傷などによる修理および撤去を必要とする
 - (2) 浄化槽本体の損傷などにより機能停止した場合や撤去を必要とする浄化槽

⇒ 電気、電話、放送受信料の減免

災害の状況により各種料金が軽減・免除されることがあります。それぞれの事業所へ問い合わせてください。

- ・電気料金／東京電力千葉第一カスタマーセンター ☎0120-995552
- ・電話料金／NTT東日本 ☎116 ☎0120-116000
- ・NHK受信料／NHK ☎0570-077077

⇒ 私道の災害復旧費の助成（市単独）

建設課管理班（☎57-1191）

地震や津波などで被害を受けた私道を早期復旧する場合、工事費用の一部を助成します。

＊ ＊ ＊

- 【対象者】 局部的な破損が生じている私道は、オーバーレイ（修繕のため在来の舗装の上にさらにアスファルトなどの層を重ねること）も認めます。
- 被災した私道で、日常生活上密着した関係にある3世帯以上の使用者からなる団体

【補助対象要件】

- ①通勤、通学、買物など一般通行の用に利用する私道、または公共的施設などに通じている私道
 - ②道路構造上、不適切な地下埋設物がない私道
- ※災害により舗装表面にひび割れができ、かつ

【補助率および補助限度額】

工事費の3分の2以内（1件につき200万円を限度）

【申請期限】 平成24年3月30日（金）

農林漁業・中小企業・自営業などへの支援

農林漁業者向け融資制度

農水産課振興班（☎68-1175）

地震や津波などで被害を受けた農林漁業者に対して、再生産に必要な各種資金の貸し付けを行います。

融資（資金）の種類	緊急小口資金 （当面の資金が必要な人）	農林漁業 セーフティネット資金	農業経営基盤強化資金 （スーパーL）
資金の使途・内容	災害・経営の立て直しを支援	経営の維持安定に必要な長期運転資金	自主性と創意工夫を活かした経営改善を応援する総合的な資金
融資の対象者	認定農業者など	認定農業者など	認定農業者（個人・法人）
限度額	300万円	一般：600万円 特認：年間経営費等の3/12以内	個人：1億5,000万円 法人：5億円
利率 *1	0.75～1.05%	0.75～1.05%	0.75～1.6%
償還期間 *2	10年以内	10年以内	25年以内
据え置き期間	3年以内	3年以内	10年以内
利子補給率、期間	0.75%、3年間	0.75%、3年間	1.5%以内、5年間
窓口 （相談・融資）	日本政策金融公庫千葉支店 ☎0120-926471	日本政策金融公庫千葉支店 ☎0120-926471	日本政策金融公庫千葉支店 ☎0120-926471

融資（資金）の種類	東日本大震災農業対策資金 （県単農業・漁業災害資金）	ちばの農業・漁業を 応援する資金（仮称）	J A 災害対策緊急資金
資金の使途・内容	再生産に必要な資金（経営安定資金）、農業用施設を原状に復元するための資金（施設復旧資金）	福島第一原子力発電所事故による出荷制限などにより損失を受けた農漁業者の経営の維持、安定を図るための資金	施設復旧資金、経営安定資金、生活維持復旧資金
融資の対象者	農・漁業所得が年間総所得の5割以上となる農漁業者	農漁業者	農業用施設、農産物等被害（風評被害含む）を受けた農業者など
限度額	300万円（経営安定資金） 1,000万円（施設復旧資金）	300万円	500万円（施設復旧資金） 300万円（経営安定資金、生活維持復旧資金）
利率 *1	1.65%	1.65%	1.0%
償還期間 *2	5年以内（経営安定資金） 8年以内（施設復旧資金）	3年以内	10年以内（施設復旧資金） 7年以内（経営安定資金、生活維持復旧資金）
据え置き期間	2年以内（施設復旧資金）	1年	2年以内（施設復旧資金） 1年以内（経営安定資金） なし（生活維持安定資金）
利子補給率、期間	1.65% 5年間（経営安定資金） 8年間（施設復旧資金）	1.65%、3年間	—
窓口 （相談・融資）	各金融機関へ	各金融機関へ	J A ちばみどり旭支店 ☎62-3333 ほか

*1 内容により変わる場合があります。 *2 期限が定められているもののみ。
※各資金の詳細（担保・保証人含む）については、各窓口へ相談してください。

➡ 災害復旧関係融資利子補給補助金（市単独）

農水産課振興班（☎68-1175）

生産施設に被害を受けた農業者が、金融機関から制度資金の融資を受けた場合、その利子分について、市で支援をします。

* * *

【対象者】

以下の融資機関から該当資金を借り入れた人

- (1) 日本政策金融公庫
 - ・ 緊急小口資金
 - ・ 農林漁業セーフティネット資金
- (2) 東日本大震災農業対策資金（県単農業・漁業災害資金）
- (3) ちばの農業・漁業を応援する資金（仮称）

【利子補給率および期間】

「農林漁業者向け融資制度」の一覧（前ページ）を参照。

※毎年1月に農水産課振興班へ申請してください。

➡ 農業用排水路および農地の自立復旧費を助成（市単独）

農水産課農業基盤整備班（☎68-1173）

被災した用排水路や農地（液状化など）の早期復旧を図るために行う、簡易な工事や整地などの費用の一部を助成します。

* * *

(1) 用排水路

【対象者】

農家組合などの団体

【補助対象事業】

小規模な復旧工事で、土地改良区などにおいて事業承認を受けたもの

【補助率】

簡易な機能回復工事／工事費の50%
パイプラインの応急補修工事／事業費の30%

【申請期限】

平成23年9月30日（金）

(2) 農地

【対象者】

農家組合などの団体

【補助対象事業】

土地改良区などにおいて事業承認を受けたもの

【補助率】

事業費の3分の1以内

【申請期限】

平成23年9月30日（金）

➡ 生産施設廃棄物（廃プラ）処理費用の免除（市単独）

農水産課振興班（☎68-1175）

被害を受けた施設からの、生産施設廃棄物（農業用廃プラスチック）の処分は、市が無料で行います。収集時期および収集場所については、決まり次第お知らせします。費用の免除を受けるには、農水産課振興班で発行する「り災証明書」が必要です。

§ セーフティネット資金（災害緊急対策）融資

地震や津波などで直接被害を受けた事業者に対し、再建に必要な資金を融資します。

＊ ＊ ＊

【対象者】

県内の中小企業のうち、地震や津波などで直接被害を受けた法人または個人で、信用保証協会の保証が受けられる業種

【申請先】

取り引き先の金融機関へ必要な書類を添付して提出してください。

【申請期限】

平成23年9月11日（日）

※9月11日までに貸し付け実行される必要があります。

【必要な書類】

り災証明書

【り災証明の発行窓口】

税務課資産税班および各支所税務課分室

資金使途	事業の再建に必要な資金（運転資金は商品の流失による購入資金に限る）
限度額	1中小企業者当たり8,000万円
融資期間	設備資金：10年以内（据え置き2年以内） 運転資金：7年以内（据え置き2年以内）
金利（固定）	年1.5%～2.1%（融資期間による）
保証料	年0.65%（100%保証）
利子補給（県補助）	年利1.15%（貸付日より5年以内）
利子補給（市補助）	年利0.65%（貸付日より5年以内）※市内事業者に限る

※融資を受けるには、金融機関と信用保証協会の審査があります。

§ 災害復旧貸付（日本政策金融公庫事業）

地震や津波などで被害を受けた中小企業者に対し、事業の再建に必要な資金を融資します。

＊ ＊ ＊

【申請先】

直接貸し付け：日本政策金融公庫千葉支店

☎043-243-7121

代理貸し付け：日本政策金融公庫中小企業事業の代理店

資金使途	被災中小企業者の事業の再建に必要な資金
限度額	直接貸し付け：1億5,000万円 代理貸し付け：直接貸し付けの範囲内で7,500万円
融資期間	設備資金：10年以内（うち据え置き2年） 運転資金：10年以内（うち据え置き2年）
金利	基準利率1.75%～2.25%

※保証人（経営責任者の人）が必要です。

⇒ セーフティネット資金の利子補給（市単独）

商工観光課商業振興班（☎62-5874）

セーフティネット資金（災害緊急対策）融資を受けている市内事業者には、下記の利子分について市で支援します。

＊ ＊ ＊

【セーフティネット資金（災害緊急対策）融資 に対する補給金】

利子補給／年0.65％（補給期間：最長5年）

※申請は、毎年1月に取り扱い金融機関を通じて行ってください（予定）。

⇒ 事業所の一時休業に係る従業員の雇用保険

銚子公共職業安定所（☎0479-22-7406）

市内にある事業所（雇用保険適用事業所）が災害により従業員（雇用保険被保険者）を一時的に離職させる場合に、雇用保険の失業手当を支給することができます。

被害のために、休業し、再雇用を約束して従業員を一時的に離職させる市内の事業所は、離職期間の生活の安定のために、速やかに雇用保険被保険者離職票の交付手続きを行ってください。

⇒ 災害により事業縮小した場合の雇用調整助成金

銚子公共職業安定所（☎0479-22-7406）

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む）は、経済上の理由により事業活動縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業などを行った場合、その休業手当相当額などの一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。

災害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合も利用することができます。



復興支援に集まった
大勢のボランティア



今回のお知らせは平成23年5月6日現在の情報です。今後も新たな支援情報や支援制度の改正などがありましたら、随時「広報あさひ」や市ホームページなどでお知らせします。

どうしたらいいの？ 災害Q&A

① 被災家屋の解体

Q1 被災した家屋を解体する場合、市で解体してくれるの？

個人の財産であるため、市では解体できませんので、所有者で解体を行ってください。ただし、解体して発生した廃材や家財については、災害ごみとして無料で受け入れています。

環境課環境政策班（☎62-5328）

② 災害ごみ

Q1 災害で出たごみや使えなくなった家財は、どのように処分したらいいの？

災害により住宅などから発生したごみは、木くず、金属くず、瓦、コンクリート殻、可燃物などに分類して出してください。家電については、被災した住宅で使用していたものを災害ごみとして受け入れています。そのほかの家電は、通常の家電リサイクル法により処理してください。

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽の本体部分は、専門の業者に処分を依頼してください。配管部分は、災害ごみとして受け入れています。なお衛生面から、洗浄、消毒をしてください。

環境課環境政策班（☎62-5328）

Q2 災害ごみは、回収してくれるの？

市内全域について平成23年9月30日（金）まで、順次収集を行います。回収は無料ですので、連絡してください。自分で搬入することもできます。

建設課管理班（☎57-1191）

Q3 災害ごみは、どこへ持って行けばいいの？

現在の集積場所を問い合わせてください。

ごみの搬入時には「り災証明書」が必要です。なおクリーンセンターでは、災害ごみの受け入れはしていません。

環境課環境政策班（☎62-5328）

Q4 災害ごみの処分費は掛かるの？

災害によるものであれば費用は掛かりません。

環境課環境政策班（☎62-5328）

Q5 災害ごみの受け入れはいつまでやっているの？

平成23年9月30日（金）で終了します。それまでに取り壊すことができない、災害ごみを搬入することができない場合は、相談してください。

環境課環境政策班（☎62-5328）

Q6 ごみステーションの収集は？

通常どおり収集していますので、決められた日の朝8時までにお願いします。

環境課環境政策班（☎62-5328）

③ 「り災証明書」

Q1 「り災証明書」が欲しい

住宅や事業所の「り災証明書」は、税務課資産税班および各支所税務課分室で発行します。

税務課資産税班（☎62-5323）

農業施設や漁船の「り災証明書」は、農水産課振興班で発行します。

農水産課振興班（☎68-1175）

自動車の「り災証明書」は、総務課交通防災班で発行します。

総務課交通防災班（☎62-5835）

Q2 「り災証明書」発行の料金は？

無料です。

Q3 「り災証明書」は1通しかもらえないの？

必要部数を発行します。

④ 応急危険度判定

Q1 家に紙（赤色・黄色・緑色）が張られているが？

地震や津波などで、家屋の倒壊の危険性、落下物の危険性などを判定し、二次的災害を防止するために専門の建築士により建物の応急危険度判定を行いました。赤色は危険、黄色は要注意、緑色は問題なしと判定し、紙を張っています。

調査は外観で行い、戸建て住宅やアパートなどを対象として実施しました。

都市整備課建築班（☎62-5895）

Q2 応急危険度判定調査は、り災証明書の基準となるの？

あくまでも、住むために危険か危険でないかの応急的な調査であり、り災証明書の被害程度の調査ではありません。

都市整備課建築班（☎62-5895）

⑤ 住宅相談

Q1 住宅などの相談はどこへしたらいいの？

都市整備課建築班で受け付けています。被災した人たちの仮設住宅の申し込みや、今後の住まいに関する問題について、各種制度の紹介や、内容に応じた専門機関の紹介を行っています。

都市整備課建築班（☎62-5895）

Q2 被災した建物を、どう直せばよいか相談したい

被災した建物の補修方法などは、下記へ問い合わせてください。

- 国土交通省住まいのダイヤル ☎0120-330712
- 千葉県建築士会 ☎043-202-2100
- 千葉県建築士事務所協会 ☎043-224-1640
- 日本建築構造技術者協会 ☎043-225-2181

⑥ 被災者生活再建支援制度

Q1 応急危険度判定で赤紙（危険）が張られているのに、被災者生活再建支援制度の対象にはならないの？

応急危険度判定と被災者生活再建支援制度の被害判定は異なります。

企画課被災者支援室（☎62-5367）

Q2 半壊の判定が出たが取り壊したい

住宅の全てを取り壊す場合は、被災者生活再建支援制度の対象となる場合がありますので、企画課被災者支援室に連絡してください。

企画課被災者支援室（☎62-5367）

⑦ 住宅の応急修理制度

Q1 応急修理制度を使って家を修理した後、仮設住宅への入居はできる？

応急修理をした人は仮設住宅へは入れません。

財政課管財班（☎62-5315）

Q2 家電製品も応急修理制度で修理できる？

できません。

財政課管財班（☎62-5315）

⑧ 応急仮設住宅

Q1 仮設住宅に申し込みたい

都市整備課建築班で受け付けをしています。電話でも申し込みできます。

都市整備課建築班（☎62-5895）

Q2 仮設住宅の敷地に駐車スペースはあるの？

1台分は確保します。

都市整備課建築班（☎62-5895）

Q3 仮設住宅へのペットの入居は可能？

ペットの入居はできません。県健康福祉部衛生指導課（☎043-223-2627）へ相談してください。

都市整備課建築班（☎62-5895）

⑨ 住宅の消毒、浄化槽のくみ取り

Q1 被災した住宅を消毒してほしい

健康管理課に連絡してください。

健康管理課庶務企画班（☎63-8766）

Q2 浄化槽が海水や泥でいっぱいになってしまったので、くみ取ってほしい

東総衛生組合に連絡してください。

東総衛生組合（☎62-0794）

⑩ ボランティア

Q1 ボランティアをしたい

社会福祉協議会へ問い合わせください。

社会福祉協議会（☎57-5577）

Q2 ボランティアをお願いしたい（被災家屋の片付けなど）

社会福祉協議会で受け付けています。

社会福祉協議会（☎57-5577）

⑪ 防災無線

Q1 防災行政無線で流した内容を教えて欲しい

総務課に問い合わせてください。また市ホームページでも放送内容を掲載しています。

総務課交通防災班（☎62-5835）

Q2 防災行政無線戸別受信機が聞こえない（受信不良）

次の事項を試してみてください。それでも聞こえない場合は、総務課交通防災班に連絡してください。

- ▶ アンテナが最大まで伸びていることを確認する
- ▶ 設置場所を変更してみる
- ▶ 同じ部屋の中でも、窓際や高い場所に置いてみる
- ▶ 場所を変えるたびに、電源を入れ直してください

総務課交通防災班（☎62-5835）

Q3 防災行政無線戸別受信機が欲しい

総務課交通防災班に問い合わせてください。

総務課交通防災班（☎62-5835）

⑫ 原発事故・放射能関連

Q1 放射能についての情報を知りたい

市では大気中の放射線量率の測定は行っていません。

放射能関連の情報については、「千葉県環境研究センター」および「独立行政法人・放射線医学総合研究所」に問い合わせてください。

- ・千葉県環境研究センター（☎0436-21-6371）
- ・放射線医学総合研究所（放射線被ばくの健康相談窓口・☎043-290-4003）

※市ホームページでも情報を提供しています。

環境課環境政策班（☎62-5328）

Q2 市の水道水は飲んでも大丈夫？

東総広域水道企業団で採水した水道水の、放射性ヨウ素（ ^{131}I ）の測定結果（速報値）は、厚生労働省が示した乳児による水道水の摂取を抑える指標である100ベクレル/kgを下回り、摂取しても健康に影響を与えない結果となっています（5月6日現在）。最新の検査結果は市ホームページで見ることができます。

水道課工務班（☎63-8882）

Q3 旭市産農産物への放射能の影響は？

サンプリング検査の結果、一時、出荷が制限されていた野菜（ホウレンソウ、チンゲンサイ、シュンギク、サンチュ、セルリー、パセリ）は、その後の3回の検査全てで暫定規制値を大きく下回り、安定的な安全性が確保されたとして、通常どおり出荷されています。サンプリング検査は引き続き実施されており、最新情報は、市ホームページで見ることができます。

農水産課振興班（☎68-1175）

⑬ 安否確認・被害状況

Q1 安否確認をしたい

「友人と連絡が取れない」など、安否の確認をしたい場合は、電話で問い合わせてください。個人情報となるものは回答できません。

行政改革推進課（☎62-5345）

総務課交通防災班（☎62-5835）

Q2 市内の被害状況を知りたい

電話で問い合わせてください。市ホームページでも見るすることができます。

総務課交通防災班（☎62-5835）

秘書広報課広報広聴班（☎62-8070）



©ちばてつや

ちばてつやさんからの応援メッセージ

14 義援金・義援物資

Q1 義援金を送りたい

① 振り込みの場合

【郵便局・ゆうちょ銀行】 口座記号番号：00190-4-577
口座加入者名：旭市災害義援金（アサヒシサイガイギエンキン）
※振込手数料は免除となります。

【千葉銀行 旭支店】 預金種目：普通預金
口座番号：3483907
口座名義：旭市災害義援金（アサヒシサイガイギエンキン）
※下記の金融機関本店・支店の窓口での振込手数料は無料です。
但し、窓口以外（ATMなど）での振り込みおよびほかの金融機関からの振込手数料は振込人の負担となります。

〔千葉銀行、銚子信用金庫、京葉銀行、千葉興業銀行、銚子商工信用組合、ちばみどり農業協同組合、筑波銀行（順不同）〕

② 持参する場合

旭市役所会計課

③ 義援金の募集期間

平成23年9月30日（金）

④ 領収書の発行

銀行窓口などから義援金口座へ振り込みをした場合、控えとして手元に残る振込金受取書が、領収書の代わりとなります。大切に保管してください。領収書の再発行はしません。

⑤ 税法上の取り扱い

この災害義援金は、所得税、地方税の寄付金控除の対象となります。

悪質な詐欺に気をつけて！

市の関係者が個人や企業・団体に個別に義援金を呼び掛けることはありません。電話や訪問などにより個別に寄付金や義援金を求めてきた場合には、十分注意してください。

会計課出納班（☎62-5335）

Q2 義援物資はどこで受け入れているの？

皆さまの善意により寄せられた、数多くの義援物資のおかげで、旭市が取り扱う物資については十分確保ができる見通しとなりました。ついては、平成23年5月15日（日）をもって義援物資の受け入れを終了させていただきます。ありがとうございました。

商工観光課商業振興班（☎62-5874）



勇気と希望をありがとう

全国から寄せられた心温まる応援メッセージ、
ボランティアの皆さんによる街のがれき処理、避難所の炊き出し、
被災者の心と体のケア、著名人の慰問——。
多くの皆さんからいただいた、勇気と希望を胸に
今旭市は、復興の道を歩み始めています。

震災復興に向けて

全国各地からの励ましの言葉、義援金ならびに義援物資など、皆さまからの心温まる支援に、心から感謝を申し上げます。

3月11日午後2時46分、突然本市を襲った震度5強の大地震は、死者13人、行方不明者2人、住宅被害は3,182世帯にも及ぶ、甚大な被害をもたらしました。その日から2か月が過ぎ、ようやく多数の被災者が避難所から仮設住宅へと入居できるようになりました。全国から寄せられました義援金も1次配分が決定し、5月末には被災した方々の手元へとお届けできる予定です。

現在旭市は全職員が一丸となって、被災者の方々の生活再建を第一に、一刻も早く住みよいまち、安心安全な旭市を取り戻すべく、全力で取り組んでいるところであります。今回お届けした冊子は、被災した皆さまの一日も早い復興を願い、支援策の概要をまとめたものです。お役立ていただければ幸いです。

復興に向け、引き続き市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年5月

旭市長 明智 忠直